

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第4回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡しております「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、大森委員、谷本委員、内藤委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、松野委員、宮崎委員の9名です。松野委員はオンラインで御出席いただいています。

なお、本日御欠席の増田委員からは、本日の議題に関する御意見をあらかじめ頂戴しておりますので、参考資料として配付させていただいております。

委員総数10名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告します。

なお、事務局の出席状況ですが、本日、急な公務のため大坪健康・生活衛生局長が欠席させていただきます。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長をお願いいたします。

○芳賀委員長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、座席表の3点がございまして、議事次第に記載のとおり資料が1点、このほか参考資料1～参考資料4を配付しております。過不足等がありましたら、事務局にお申しつけください。

特にないようであれば、芳賀委員長、お願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に従って早速進めていきたいと思います。

議題1「理容師・美容師の養成のあり方等に関する今後の検討に向けた整理（案）」につきまして、事務局から資料の説明をお願いします。事務局からの説明後、委員から御意見を聞き、審議するという段取りで進めていきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐　それでは、資料に沿って事務局から御説明をさせていただきます。

1 ページ目は、第3回専門委員会までの議論の整理についてでございます。第1回から第3回専門委員会の議論の経過と専門委員会での主な総論的な御意見をまとめて、こちらに記載させていただいております。

2 ページ目は、これまでの御議論を踏まえ、事務局において今後の課題の整理（案）としてまとめたものでございます。理美容のサービスは国民生活に欠かせないものであり、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師や美容師を養成し、確保していく必要があります。また、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業が将来にわたり、若者にとって魅力的な職業であることが重要と考えてございます。

そのため、今後の養成制度の検討に当たりましては、少子高齢化が進展する中で理容業や美容業の担い手を各地域で安定的に輩出するとともに、近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが重要と考えてございます。

点線の枠囲い内には、第3回委員会の資料から、18歳人口の推移や理美容業の若年従事者数の推移と近年の離職動向の関連データを掲載しております。

これらを踏まえまして、下の太線の枠囲い内に4つの検討の視点というものを挙げてございます。

1つ目は、消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進として、コアとなる必修科目の基礎的な知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習の機会を確保すること。2つ目は、「養成施設の教育」から「理容所・美容所の就業」の円滑な移行の推進としまして、理美容業界でのミスマッチによる離職防止や人材定着を推進すること。3つ目は、社会環境の変化に対応した養成施設の運営の安定化の推進としまして、1つは人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策、もう一つは、ICTの進展等を踏まえた効果的・効率的な履修方法について活用促進を図ること。4つ目は、平成29年改正に関連した課題への適切な対応として、第3回専門委員会でも議論となりました通信課程における面接授業の特例の見直しに関することです。

3 ページ目は主な論点項目（案）でございます。第3回専門委員会までの議論を踏まえた主な論点項目案につきまして、今回、項目を少し改変した上で、先ほど御説明しました検討の視点との関連が分かるようにこちらに記載しております。次ページ以降に、各論点に係る制度の現状、これまでの御議論と事務局による今後の対応の方向性（案）をまとめ

てございます。

4 ページ目は各論の1つ目でございます。「1. 必修課目と選択課目の履修内容について」です。必修課目は、資料に掲載してございます8つの課目で構成され、理容師または美容師になるために必要な知識及び技能を修得する課目でございます。また、専門課目は、幅広い教養を身につけ、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、厚生労働省の通知にお示ししております課目の例を参考に養成施設において独自に設定する課目でございます。

専門委員会での御議論におきましては、養成施設において特色ある教育を行うことができるよう、選択課目の内容を充実させていくべきではないか。また、理容・美容は高齢化の問題と非常に深い関係にあり、人との対話やコミュニケーション、高齢者や障害者等の対応について学ぶ機会が必要ではないかといったこと。また、養成段階から将来を見据えたキャリアプランの指導は非常に重要であるといったこと。あとは、選択課目は人材育成の側面が大きく、必要な教養を身につける重要な機会であるといった御意見をいただきました。

その下に記載がございます今後の検討の方向性でございますけれども、理容師・美容師の養成に当たって、必須となる知識・技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、養成施設において選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要であると考えてございます。将来、理容業・美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、通知で例示しております選択課目に関して見直しを行うこととしてはどうかと書いてございます。

資料の矢羽の一つ目は、卒業後の理美容業界への定着を促進する観点から、必修課目の「運営管理」において行われております接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動等に必要な接客マナーに関する教育を実施する課目を新たに例示してはどうかと考えてございます。

2つ目は、一般教養課目群の「社会福祉」の中において、知識の向上を図るために、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、店舗における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容・出張美容などに係る教育内容の充実が考えられるところでございます。

5 ページ目は、現行の制度における必修課目の「運営管理」と選択課目の「社会福祉」の履修内容でございます。資料に赤字でお示ししておりますとおり、現行の「運営管理」の中においても、基本的な接客対応等に関する記載はあるところでございます。選択課目の「社会福祉」においても、社会福祉の意義や目的の学びとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動であったり、その職能を生かした社会福祉活動に関する記載がございます。こうした中に、先ほど申し上げました検討の方向性（案）も盛り込んでどうかと考えているところでございます。

6 ページ目は「2-1. 養成施設における実習のあり方について」です。制度の現状と

しまして、実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、実地に役立つバランスの取れた理容または美容技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて専門職業人としての自覚を促すことを目的として、生徒の技術習熟状況に応じて、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、必修課目の実習において実務実習を行うことが可能でございます。また、その実務実習に加えまして、実務実習を実施する上での留意事項に準じて、選択課目の専門教育課目において校外実習を行うことも可能となっております。

これまでの専門委員会の御議論では、実務実習は現場を知る貴重な経験として意義がある一方で、現場の悪い側面も知ることができるなど、理想と現実のギャップの解消に資する機会と考えられるといった言及や、第2回の専門委員会での参考人ヒアリングに対する御意見において、養成施設での公衆衛生学などの座学に加え、基礎的な技術の習得が衛生的で高度な技術につながるのであり、簡単に実務実習を増やせばよいというものではないのではないかといった趣旨の御意見がございました。

また、その下のヒアリングの御意見では、ポツの3つ目でございますけれども、第2回専門委員会の日本ビューティー創生本部の参考人から、養成施設での学習で身につく技術と現場で生かせる技術に大きな差がある。実務実習の時間について、養成施設に裁量を持たせてもよいのではないかといった御意見がございました。

その下のポツでは、第3回専門委員会の養成施設の参考人から、年間60時間以上必要な場合は、選択課目の校外実習で対応できると考えるといったことや、上限時間を拡大した場合、サロンごとに教える内容に差が生まれる、提供できるサービス・レベルが限られており顧客満足につながらない、生徒の管理が難しくサロン側の人材確保の手段とされることが考えられるといった御意見がございました。

7ページ目は、参考として第2回専門委員会の資料にも掲載してございました実務実習の取扱いについて、標準的な流れを図示したものでございます。

8ページ目も参考資料でございまして、第2回専門委員会での事務局からの提供資料の抜粋でございまして、美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告となります。

簡単に御紹介させていただきますと、問2でございしますが、実務実習は有効だと感じると回答した施設の理由として、現場を体験できる貴重な経験であるといったことや就職意識の向上につながるためという回答が多くございました。また、資料の右側の問4では、実務実習のおおよその年間時間数について、昼間課程においては現行の上限いっぱいまでしているところが3分の1程度、現行の上限の半分かくらいまでしているところが半数程度ございました。また、資料の下の方の問9では、実務実習制度の見直しや改善点において、生徒が美容行為を行えるなどの実習制度の周知不足、実務実習の上限時間の増加という回答がございました。その右側の養成施設における実習状況では、受入先における指導内容等の統一・調整や受入サロンの確保・充実が挙げられてございました。

9ページ目、こうしたことを踏まえ、今後の検討の方向性（案）としまして、まず、必

修課目と選択課目の共通事項につきましては、消費者ニーズが高度化・多様化する中、就職後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階で、現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性や重要性が増しております。まずは、一定の条件の下で理容行為または美容行為を行うことが可能であることを含め、現行の実務実習と校外実習のこういった制度の積極的な活用を周知することとしてはどうかと考えてございます。

その下の選択課目の専門教養課目におきまして、特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度などを重点的に学ぶ機会を提供する課目の設定を弾力的に行うことができるように、校外実習の単位数、授業時間数の上限について見直しを行ってはどうかと考えてございます。

資料の表の左側にある上限時間の目安の改正イメージ図を御覧ください。選択課目の単位の内訳は法令等で規定していないため、図の単位は便宜的に記載したものでございます。現行では、教科課目の区分ごとに5分の1を超えない範囲とされておりますので、例えば、この表の総合技術の授業時間数の5分の1に当たる48時間を校外実習に充てることができることになってございますが、これを表の左側にありますように、専門教養課目全体の合計時間数の5分の1を超えない範囲に改正することで、小計の360時間の5分の1に当たる72時間を総合技術の校外実習に充てることも可能になるといった、養成施設の裁量において選択の幅を少し広げる見直しを行ってはどうかと考えているところでございます。

また、その下の一般教養課目におきましては、福祉施設や地域のボランティア活動などの機会をさらに活用することを周知してはどうかと考えてございます。

最後の必修課目の実務実習におきましては、養成の骨格となる必修課目の一部に位置づけられている趣旨を踏まえつつ、養成施設の判断において、地域のサロンの連携の下で実践的能力の習得に向けて、より効果的な教育を実施するための工夫として、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることについて、どのように考えるかについて御意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、現行の上限時間の120時間につきましては、実習全体の約1割に相当しております。実習全体の2割では180時間、3割では270時間となります。仮に上限時間の拡充を検討する場合において、受入先のサロンによって生徒の習得内容に隔たりが生じないように、実務実習の質の確保に向けた環境整備についても併せて検討が必要と考えられますが、これについてもどのように考えるかについて御意見をいただければと思っております。

10ページ目は「2-2. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について」でございます。現状は、「『美容師養成の改善に関する当面の方針』に係る令和5年度以降の対応」に基づきまして、厚生労働省において令和5年度に美容師養成施設の教育状況に関する実態調査を行ってございまして、厚生労働省のホームページで公表して、都道府県等に周知を行いました。また、令和6年度の調査では、理容師養成施設も調査対象に加え、現在、調査結果の集計等を行っているところでございます。

養成施設のヒアリングにおきましても、業界団体と連携し、サロンの説明会などで相互

の情報交換を行ったり、授業課目や教育課程の編成の際に団体等と連携して実践的な授業を展開しているといった御意見がございました。

こうしたことを踏まえて、今後の対応の方向性（案）としまして、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、引き続き、実態調査により養成施設及びサロン等における好事例を調査し、周知することとしてはどうかと考えてございます。また、その下のサロンにおける入職後の人材育成の取組推進の重要性につきまして、関係団体の御協力を得ながら周知を図ることとしてはどうかと考えてございます。

その下に参考として、第2回専門委員会で事務局から御説明しました調査結果の資料の抜粋を掲載してございます。

11ページ目は「3-1. 同時授業の特例の取扱いについて」です。理容師養成施設の安定した運営の確保の観点から、平成22年に設立者を同じくする理容師養成施設と美容師養成施設のそれぞれの生徒が、いずれにも勤務する教員から同時に授業を受けることが可能といった同時授業の特例制度が創設されてございます。平成28年にその実施要件が一部緩和されまして、現行では「理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合」と規定しているところでございます。これまでの専門委員会での議論の中で、実施要件の緩和の検討に関する御意見もございました。

今後の検討の方向性（案）でございますが、事務局が行った調査により、令和3年から令和5年における併設校の入所者数につきまして、現行の要件に合致しない併設校は約3割存在してございます。将来にわたって地域に理美容業に必要な人材を輩出できるよう、急速な少子化の進行や教育の確保が難しくなることが想定される中で、同時授業の要件のさらなる緩和を検討してはどうかと考えてございます。

12ページ目は同時授業に関する参考データでございます。参考①は先ほど御説明いたしました事務局の調査結果でございまして、赤枠囲いの中の「他方の年が人数要件に合致しない」というものと「両年とも人数要件に合致しない」の割合を合わせますと3割程度となっております。その下の参考②は、今申し上げました3割の理容師養成施設における令和4年度と令和5年度の昼間課程を比べて、入所者数が多いほうの分布で整理したものでございまして、表の30人未満の施設が半数、30人以上の施設が半数となっている状況でございます。その下の参考③は、その理容師養成施設と美容師養成施設の定員の充足状況を整理したものでございます。

13ページ目は「3-2. 遠隔授業の実施について」です。現状は、理容師制度や美容師制度において、遠隔授業の取扱いを個別にお示しした通知等はございませんが、養成施設の多くは専修学校でありまして、専修学校設置基準等において遠隔授業は一定の要件の下で行うことが可能とされてございます。第3回の専門委員会において、通信課程の通信授業について、オンラインやオンデマンドによる授業を行うことは可能なのかという委員の御発言等がございました。

これを踏まえて、今後の対応の方向性（案）としまして、近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、理容師及び美容師養成課程の性格等を勘案の上、遠隔授業の取扱いや運用を明確化することとしてはどうかと考えてございます。資料の下に参考として、専修学校における遠隔授業の取扱いの整理を掲載してございます。

14ページ目は「4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて」でございます。通信課程における面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているところでございます。理容所また美容所に常勤で補助的な作業に従事している生徒においては、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例が規定されているところでございます。この特例の取扱いについて、通知において令和9年度までに一般の生徒と同基準に見直すこととされているところでございます。

第3回委員会での御議論では、この特例と平成29年の制度改正で創設された修得者課程で実習の単位数がアンバランスではないかといった御意見もいただきました。また、養成施設、生徒、受入サロンなど現場の負担や混乱を考慮し、実施単位数や実施時期を含めて配慮すべきでないかといった御発言もありました。また、養成施設のヒアリングでも、特例の取扱いを一般の生徒と同基準に見直す場合の懸念等についてコメントをいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の検討の方向性（案）として、通信課程の修得者課程や他の養成課程における実習単位との均衡を踏まえた場合、特例の見直しは必要と考えてございます。見直し後の必要な単位数につきましては、理容所及び美容所での常勤補助者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性について評価・検討を行うこととしてはどうかと考えてございます。こうしたことを前提に、通知でお示ししています令和9年度までの特例の適用期限については、一定の期間延長しまして、その評価・検討プロセス後の特例の見直し方針について養成施設や生徒、サロンに十分な周知を図った上で施行することとしてはどうかと考えてございます。

15ページ目は、日本理容美容教育センターが令和6年8月に社員校に対して調査した参考データでございます。資料の円グラフの下半分でございますけれども、面接授業単位別の入学者数でございます。左側の理容科では約8割、右側の美容科では約4割程度の生徒が特例制度で入学していることが分かるような内容となっております。

以上、資料について事務局からの御説明でございました。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

これまでの議論を整理して、今後の検討あるいは対応の方向性をお示しいただきました。これにつきまして、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう、御協力のほどお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたらお願いします。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

教育センターでは、既に選択課目の教科書としてビジネスマナーを作成しています。「運営管理」について、より必要な接客マナーを学習できるように、言葉遣いや接客の基礎、電話応対の基礎等について実践トレーニングを含めた教科書としているので、接客マナーに関する教育に関してはもう既に教科書もできてやっているということが一つ。

そして、福祉の高齢者及び障害を持った方への接遇及び技術提供の在り方等についての知識をさらに学ぶことについて異論はないのですけれども、現行の教育センター発行の「社会福祉」の教科書において、高齢者と障害者の心と体、高齢者と障害者の介助、高齢者と障害者に対する理容・美容の実践、理容師・美容師と社会貢献活動の各事項についてもちゃんと教科書に記述しております。この辺は、もし委員の方で必要でしたらセンターからお送りして参考に見てもらったらいいいのではないですか。やっていないということはないのです。やっていますので。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

松野委員、お願いします。

○松野委員 社会福祉とかのことをお願いしたのは私だったかなと思ったので、別にやっていないとかそういうことではなくて、例えば、認知症の方のオレンジリングを取るとかそういうことを、やっていないというのではなくて、皆さんのほうでもう少し重点的にやっていただけるといいなと思ったので発言したところでした。

意見として、例えば、高齢者だったらオレンジリングを取っておくと、後でいろいろな対応のときに役に立ちますよとか、そういうことをやっていただけるといいなと思っています。

1点だけ、社会福祉活動のことなのですけれども、私はボランティアと言ったつもりはなくて、困っている方に寄り添った施術とかサービスはあると思っていて、美容師さんだったら、随分前に託児スペースがある美容院ができ始めたときは本当に画期的だったと思うのですけれども、今や普通のことで、それが事業の後押しになっているのではないかなと思っていますところもあるので、そういうボランティアまでいかなくとも社会貢献活動ぐらゐの文章で、何か所かありましたけれども、例えば5ページのところも、ボランティアまで言わずに社会貢献活動的な書き方にしていただけるといいのかなと思いました。ただでやってくださいということをお願いしているつもりではなくて、それがちゃんと授業として、たとえ、もうけがちょっと減っても、「ありがとう」と言ってもらえるような場が増えると、皆さんのやりがいが増えるかなと思って意見をしたところでしたので、もし可能であればお願いしたいなと思っています。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがですか。

私からいいですか。私もこれまでの議論を振り返りまして、この資料をいろいろ考えてみたのですが、今回まとめていただいた方向性は多分誰も反対しないというか、これまで委員の皆さんからいただいた意見をうまくまとめていただいていると思います。

一言で簡単に言うと、教育施設、養成機関のカリキュラムとか教育の在り方というのは、各教育機関がその経営資源とか経営環境に応じて弾力的に編成できるように裁量部分を増やしていきましょうというのが今回おまとめいただいております。今後の検討の方向性だと思います。そうすることによって、どういう変化を求めるのかというと、より実践的な、いわゆる実践力の向上を図れるような教育に寄せていこう、そういうことが期待できるのではないかと思います。

ただ、方向性としてはそうなのだろうとは思いますが、これで何か変わるかというと、あまり変わらないのではないかと個人的にすごく思っています。理由は2つあって、1つは、谷本委員が先ほどおっしゃってくれたように、既に養成機関がやれることはやっている、それぞれの立場で相当工夫されてやっている。それはゲストとして来ていただいてヒアリングをさせていただいた教育施設の方のお話を聞いても、それぞれ特色のある教育に取り組んでいらっしゃるということで、やれるところはもうやっているということですね。

さらにそれ以上に裁量分を増やして、もっとこういうことをやったらといういろいろなメニューの提案がありました。でも、これをやっていきましょうというときに、できるかということ、それはもう限界なのだと思います。要するに、裁量部分を増やしてください、増やしましょうという分には、それに振り分ける時間や労力やコストがかかるので、それをどこから捻出するのかまで考えないと、変わりたくても変われないということだと思います。つまり、何か新しいことをする裁量を与えるというか求めるのであれば、何かをやめる裁量も同時に与えなくてはいけないのかなと僕は思いました。

現状、いろいろな教育機関の方にお話を聞いていくと、まず教育機関として一番大事なのは国家試験に生徒さんたちを合格させることです。この部分の労力は相当大きいのだと思います。そう考えたときに、少なくとも美容師さんを目指す子たちが美容師としていち早く活躍できるようにするために、国家試験の問題は避けて通れない問題なのではないかなとすごく思っています。なぜなら国家試験が教育の中身とかカリキュラムを規定するからですね。これで今まで教育を変えたくても変われないのだと思います。

そうしたときに、国家試験の合格のための教育と実務能力向上のための教育、実務能力も実際に髪を切るだけではなくて、接客とか高齢者対応といったものも含めたより多くのものが求められてきているので、それとのバランスを考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

そうした場合に、国家資格、国家試験は最低限何を確保しなくてはいけないのか。国家資格を持った人に何を求めなくてはいけないのかというのは、参考資料に出ていましたけれども、美容師法・理容師法で求める国家資格というのが厚生労働大臣の所管の下で行わ

れているということを考えると、一番大事なのは衛生と安全なのだと思います。これは国家資格ホルダーとして、衛生と安全に関する知識や技術は確実に身につけてはいけません。ここの部分は絶対に譲れないところなので、ここに関しては国家試験できちんと担保しなくてはならない部分なのだと思います。

それ以外と言っては変なのかもしれないのですけれども、それ以外に関しては美容・理容の技術です。まさに髪をカットしたり、パーマをしたりという技術は、恐らく流行の変化というのもあるでしょうし、委員の方々からも聞いたように日本の理容・美容の技術水準は諸外国に比べても極めて高い。現場の理容師さん、美容師さんの日頃の努力もあるだろうし、もちろん養成機関での実習の教育が優れているのだと思います。そういった部分に関しては、地域だとか、時代だとか、お客さんに合わせて求められる技術や髪型は異なると思うので、そういった部分こそ教育機関の裁量に任せるべきものではないかなと思っています。

イージーなイメージかもしれないのですけれども、僕が何を考えているかを簡単に言いますと、自動車の運転免許と一緒に駄目なのかということを考えているのです。自動車の運転免許も、車の運転というのは交通事故ですとか、誰にでも運転させてはいけないもので、だからああいう資格があるのですけれども、実技に関しては合格基準が自動車学校に委ねられていますよね。国家試験としてはペーパーだけでいい。そういうものになれないのかなと素朴に思いました。

そうすると、極論かもしれないのですけれども、例えば国家試験で実技試験はなしにしてしまう。ペーパーで安全や衛生に関する知識をきちんと確保していく。技術ももちろん大事で、技術に関しては教育機関がそれぞれ努力していますし、見ていて教育能力もすごくあると思うので、そちらに委ねて、自動車学校のように教育機関で認定できればそれでいいとしたほうが、時代や場所、地域に応じて求められる技術がより早く身についていくのではないかなと考えました。

これは、少なくともここに参加されている委員の皆様の共通の問題意識だと思うのですけれども、国家資格を取ったのに例えば3年とかその後にその仕事で食えないという現状はおかしいのではないかな。要するに、車の運転免許を取ったのに3年は車を運転したら駄目ですという、この運転免許は何なのということになるのではないかなと。

だから、まず資格について議論があって、そこはすぐにやめましょうということにならないと思うのですけれども、国家資格の議論を避けていては根本的な問題は解決しないのではないかなと思った次第です。

いかがでしょうか。本当に真面目に考えたつもりです。委員の皆様から何を言っているのだという話になるかもしれないのですけれども、また御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

課長、お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 今、委員長から大所高所というか制度そのものについ

ての御発言があったかと思っております。専門委員会は理容師・美容師制度全体の御議論をできる場として、皆様方に御参画、御就任いただいているものでございます。ですので、今、委員長がおっしゃったことは、この専門委員会での審議事項の権能の中に入っていることでございます。

一方で、現行において、これまで数回にわたり養成制度の現行の在り方でどのような工夫ができるのか、前回29年の改正後のフォローアップ等々を中心といたしまして議論をお願いをしてきたということで、論点整理の案をお示しさせていただきました。当面、まずは春に向けては、これまで続けてまいりました議論をベースとして、今後の方針をお示しするに当たってどのようなものが適正か御審議をいただきたいと考えてございます。

また一方で、少し離れて一般論的に申し上げますと、理容師法、美容師法にそれぞれ試験として理美容師に必要な知識と技能について行うとされているところです。こういった制度の立てつけ自体は、ほかの職種の中でも同じように知識と技能を問うという形にされているところです。それをどのような形で試験を行うかについては、それぞれの制度において考えがあります。

確かに、厚労省の中のほかの制度を見ても、実技試験をやっているところは少数派なのかもしれません。ただ一方で、技能について筆記の場面で何もやっていないかというところ、そうではございませんで、それぞれの職種で問われる技術がどのようなシチュエーションにおいて、どう適正に発揮されるべきなのか、そういったアセスメントなどを問うような形で試験が行われるという形で、我々の世界でいけば衛生面に関する知識だけを問うような試験をやっているわけではないというところで、技能の部分について何も試験をやらなないというところは、どの世界を見てもないのではないかなと思います。そこはしっかりと試験の中で問うているという形になると思っています。

先ほど自動車免許のお話もございましたけれども、自動車免許も私の理解では、基本的には試験制度を警察の側でやるものが学科と技能と両方用意をされていて、公認されている自動車学校で所定の課程を修了したのであれば、技能試験を免除するという立てつけになっているかと思います。技能試験自体をなくしているわけではないということでございますので、その辺りはそれぞれで求められる知識・技能とか実際の運用の在り方などを踏まえて、最適な在り方をそれぞれ考えていくことになろうかと思います。委員長の先ほどの御指摘については、今後の制度の在り方ということで、幅広い視点での御指摘ということで受け止めさせていただきたいと考えてございます。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

もちろん、今回の我々の場で検討できるような問題ではないのは重々承知しておりますけれども、今後の検討課題として一つ記録しておいていただければと思って発言させていただきました。

大森委員、お願いします。

○大森委員　大森です。

委員長からお話があって、そういう形もあるのかなと、視点の置き方について新たな思いをいたしました。運転免許の例が出ましたが、それと理容とかの大きな違いは何かというと、やはり人の皮膚に直接接する、そこに大きな違いが出ます。

この免許ができたときは戦後の復興のときで、GHQが入って、髪の毛のシラミとか、あまりにも不衛生な状況を見たときに、こんなことでは駄目だろうということで理容師法ができたのです。22年12月にできて23年に施行された。それは学科だろうということにもなろうと思いますけれども、それに併せて、むしろ実技の中に高度なものを私は非常に感じるのです。解剖生理学的にですが。

特に、日本のシェービングをユネスコの文化財の遺産にでも登録しようかと思って、研究しようと思うのです。どうやったら皮膚に不見傷、目に見えない傷をつけないか。技術的には斜行運行というのですけれども、そのためには肘を張らなければいけない。肘を張ることによってかみそりが寝る。そして斜行運行によって皮膚に傷を与えないという…。今はかみそりの説明だけをしましたけれども、非常に理にかなった技術が開発されて、それが試験の中心なのです。このことを次の世代へしっかりつないでいき、そして世界に誇っていかねばと私は思うのです。

ですから、委員長の言われた新しい考え方は頭に置いておかねばいけないと思いますけれども、次の世代に残すためにはより充実させなければいけない。

文化遺産と言いましたが、生活衛生は文化遺産が多いのです。飲食は日本料理とか。日本の温泉文化とか、そういうもので遺産登録をしていこうという動きがあります。衛生とか人を守るという意味については高度だと私は思っておりますから、実技については、これを伸ばしたい。

同時に、消費者ニーズということがこの文章の中にもたくさん出てまいりました。

現実には男性客は美容店にたくさん行っているのです。そうなりますと、課外授業の中に男性が美容店に行けば角刈りもつめるように、女性の方が理容店に来ればカットができるように。これをもっと拡大しようかと。

私は美容の学校の理事長もしている。男性の角刈りがつめるようにとか、シェービングはできませんけれども、これから課外授業として膨らませていこうというのが私の考え方です。

ちょっと長くなりますけれども、免許を持たない者が利益を得るためにシャンプーをしてはいけない。ところが、科学の進歩とともにシャンプーをする機械がもう既にあるのです。社会の変化、科学の変化にしっかり応えられるように変えていくのがこういう議論の場であると思うのです。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

それでは議論を戻しまして、これまでの今後の検討、対応の方向性ということでお示しいただいた案についての御意見はいかがでしょうか。この方向性で進めていただいてもよろしいでしょうか。

お願いします。

○大森委員 大森です。

最後の項目の面接授業についてですが、現状を守ってほしいというお話を前にしましたが、十分な周知を図ってということも入れておるので、今後見ていかなければいけない。こういう意見が強くあったということで含んでほしい。

2点目、選択課目については、先ほど言いましたように、美容の中にメンズのカットをどんどん入れていく。そして、理容科には美容のカットをどんどんしていく、いわゆる消費者ニーズに応えていくという方針で幅広くやっていきたい。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田でございます。

本日の資料の中の事務局からの御提案に関しましては、おおむね私も賛成しております。先ほどのお話の関連になりますけれども、芳賀委員長がおっしゃったように、全体として養成所の裁量の拡大の方向を向いているということで、それ自体はよろしいかと思うのですけれども、芳賀委員長もおっしゃいましたように、それに対応し切れないような養成所に関して一定の配慮をすべきだと思います。ですから、例示を多くしたり、あるいは先進的な取組を行っている養成所の事例を何らかの形で周知したり、そういった配慮は必要ではないかと思います。

その話と関連するのですが、1点申し上げますと、資料の9ページで、必修課目の中の実務実習についてなのですが、事務局からも問いかけがございますように、実務実習の上限時間に関してどう考えるかということで、実務実習の上限時間を増やすのであれば、下に書かれておりますように質の確保に向けた環境整備が欠かせないと思うのです。

その場合、環境整備といってもすぐに対応できるものではなくて、検討も必要ですし、それが実務の現場で反映されるようになるにはかなりの時間を要するのではないかと考えられますので、例えば、現行の年間60時間掛ける2年をさらに2割にするか3割にするかという参考の数字がありますけれども、私自身の個人的な案として、この部分の時間数を増やしたいということであれば、養成所の裁量を拡大させるような形で、現行は年間60時間ずつで全体として120時間になっているかと思いますが、これを2年間で120時間にするという方法も一つの方法ではないかなと思います。厳密に増やすということではなくて、上限時間の合計は変わらないのですけれども、養成所の使い方によっては少し増えることもあるのかなと思いますので、そういった方法で、ドラスティックな変更よりも小さな工夫を重ねることで養成所の裁量を増やして、使いやすいカリキュラムにさせていただくのはどうかと考えております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。

まず一つは、実務実習に何を期待しているかなのですよね。それが養成施設だけでできることではないのです。サロンの協力や御理解がなければできないのです。実務実習をすることによって技術のスキルアップという話が出ていますけれども、サロン側がそのことをしっかり理解して教育してくれるという確約がなかったら、ただ実務実習に時間を取られるだけで終わってしまうのです。それだったら、まだ学校で授業しているほうが良いというのが考えなのですよ。

だから、実務実習も校外実習もこれから出てくるのも一緒なのですけれども、先ほど言われた大森理事長は学校もサロンも経営しておられます。藤原理事長も同じように学校を。そういう意味では、両連合会の組合員の皆さんはまだ周知徹底することができるのです。だけれども、組合ばかり言ったらいけないかもしれないけれども、組合に未加入のサロンは半分以上あるのです。そのサロンに、きちんとこれこれはこういう目的でやっているのだというのを学校や組合以外のサロンに言っていけますか、大森理事長。自分のところの組織内だったらできるけれども、できないですよね。それがまず一番のことであって、それができるという覚悟ができたなら話を進めていってもいいけれども、正直言ってサロンの協力がなかったらできないのです。このことが一番大事なことです。

「いじめんといて」といつも言うのだけれども、私たち養成施設は言われたらしなくてはならないのです、思っているような結果が出るのですかと。結果を出すためには、非組合員が半分以上あるサロンの理解と協力がなければやる意味がないのです。養成施設がしんどい思いをするだけ。

例えば、今言っている面接授業にすれば600時間ということになると、これを始めたときは入学生は10月入学だけだったのです。今は4月入学と10月入学の2つがあるのです。ということは、600時間といたら1年間で割っていくと200時間。1年、2年、3年といたら600時間。その倍の1200時間を養成施設は面接授業に使わなくてはならない。そんなことをしていたら、先生方はどうするのですか。今でも足りない学校があると聞いていますけれども、また先生を入れなければいけない、その場所を確保しなければいけないということで、実際にできるかどうかということもしっかり考えていただいた中で、何をすることにしても、正直言って即戦力も一緒です。

それは、サロンがこういう仕事をしてくれと、それが連合会でまとまって出てくる場合には学校もできるのです。サロンが1万軒あったら1万通りのものをしろと言われてもできないのです。正直そんなことはみんな分かっているはずだけれども、だからこそ1万軒、2万軒、3万軒というサロンが現実に隣同士でもやっているわけです。やり方が違うから。

その辺のことを考えた中で議論をしていかないと、私たちもきれいごとを言いたいものだけれども、それでは目的を達成することはできないのではないですか。きれいごとを言って終わって、5割以上のサロンは影響力のないサロンです。その人たちが理解するかとい

ったら、しないのではないかなと思っているのです。だから、まずはそういうサロンをちゃんと教育してからやっていただければ、養成施設はそれに従って全てやっていきますということです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 江戸川大学の宮崎です。

先ほど社会福祉の件が出たかと思うのですが、確かに授業としては「社会福祉」の中でいろいろ高齢者とか障害者のことをやっているのですが、ボランティアを考えたときに大切なのは実際に活動することではないかと思います。その部分なのですが、本学の事例を出して申し訳ないですが、例えば、自由課目みたいな形にして、卒業単位にはしないけれども、単位は大学として認定します。40時間ちゃんとボランティアをやって、相手からもちゃんと来ましたという判こを押してもらって、ボランティアをやりましたという判こがつく。それは休み期間に学生が任意でやります。

それは学生にとって何がいいかというと、就職のときにこういう活動をしましたということを学校のほうで証明してくれるというやり方もありますので、自由課目とか、それを卒業の単位に入れるかどうかは学校の判断かもしれませんが、一定の条件できちんに行えばという工夫の仕方もあるかと思います。

これも一例で、全部にやれという話ではありませんので、そういうことも支えようという学校があれば、そういうことができるということを例示して、こういうふうに行っているとそういうこともできますよというのを学校に提示していくのはやり方としてあるのではないかと思います。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

谷本委員。

○谷本委員 それも、学校がしても、サロンが認めなかったらどうしようもないのです。だから、サロンが認めるということ。

こんなことを言っているかわかりませんが、過去には、国家試験は修了年が1年だったから、1年で取ったのだからやれというものもあるかもしれませんが、私たちは2年間の中でこれだけをやりたい、これだけはやりたい、これもやりたいというのを持っている中で、これもこれもしろと言われたら当然なのです。私たちもそう思っていますから。しかし、サロンが認めないとどうしようもないのです。即戦力と言っても、Aというサロンには合うかもしれないけれども、Bにとっては、言葉が悪いか、うちにとっては何の役にも立たないというような状況になったら、本当に無駄な時間になってしまうから。

できれば、両連合会の50%でいいですから、シャンプーはこうだ、カットはこうだ、こ

れはこうだというのをやっていただければ一番ありがたい。それだったらやっていけると
思います。

だから、しつこいですけれども、何遍も言うのは、要はサロン側の理解と協力がないと、
やってもいい答えは絶対に出ないということです。私はそういうふうに思っていますので、
できる限りサロンの理解を得られるようなものをつくっていただきたい。そうしたら養成
施設はやっていきます。

○芳賀委員長 宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 今私が言ったのは、サロンのボランティアではなくて、高齢者とか障害者の
施設に行くと、そこに理容師さんとか美容師さんが来てくれて、こういう活動があるのだ
というのを実際に見ると、座学で勉強するのもあるけれども、その施設に行つてという
ことですので、サロンのお話とはまたちょっと違うかなと。

○芳賀委員長 大森委員、お願いします。

○大森委員 大森です。

福祉社会の構築というのが大前提にありますから、いち早く取り組んでいることは事実
です。それをより高度化しましょうというお答えでいいのだと思うのです。ケア理容師、
ケア美容師とかいう特殊な勉強をしながら、そういう訪問理容・美容ができるような高度
な教え方も、それぞれ理容・美容の団体が過去に行ったり、現在も行ったりしているところ
であります。どれぐらいボランティア活動しておるかということについては、もう少し
社会的にも訴えるところがあるのであれば、また御助言をいただいたらいい。理美容のボ
ランティアというのは無料のボランティアのケースが多いのです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

お示ししていただいた基本的な検討や対応の方向性はおおむねお認めいただけていると
思いまして、それに加えて、その実効性を高めていくためにはどんな課題があるのかにつ
いてもいろいろと御意見をいただけたと思っております。どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、事務局におかれましては検討課題に対する当面の方針案を
作成していただいて、次回の専門委員会ではその案について皆様に御議論をいただきた
いと思います。

予定よりも少し早いところでありまして、本日の審議はここまでとさせていただきます
と思いますが、いかがでしょうか。まだありますか。

○大森委員 大森です。

最後に、議論されたのは養成校の関係が非常に多かったですが、基本的には理美容の在
り方というものを議論しなければいけないと私は思っております。

なぜかという、社会背景がもう随分変わってきているのです。日本経済を見ていても、
いよいよ好循環を目指してということで給料が上がってきて、物価が上がってくる。そう
いう社会背景が随分変わってきています。

特に少子高齢化等もますます進んでいきます。外科医が半減するというのが大きな見出

しで昨日の新聞にも載っておりました。少子化の中で、人口も恐らく1億を割るのはあっという間でしょう。これを見据えた理美容の在り方をしっかりと考えていかなければ、他の業種もいろいろ進めていくでしょう。我々も時代に応じた方向で進めていかなければいけないと思います。現実をしっかりと直視して、一回考えてもらえる会議を、5年に1回には背景が変わってきますから、議論をする場をぜひ設けてほしいと思います。

長くなりますからこれで切りますけれども、私の思いはそうです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今回は教育というか養成というところを焦点にした委員会ですので、それに加えて、ダブルライセンスとか同時授業などもある程度運用実績ができてきているので、養成だけではなくて、例えばサロンの経営状況ですとか、消費者ニーズへどれぐらい適合しているのかとか、そういった観点からも一度レビューをしていく必要があるかもしれませんね。ありがとうございます。

それでは、次回に向けて検討課題に対する答申の方針案を御作成いただきたいと思います。

以上で本日の審議を終了したいと思いますけれども、事務局から連絡事項があればお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。

本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえまして、次回の議事・資料について調整させていただければと思います。

本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、御確認をいただいた上で厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催日程につきましては、追って事務局から調整させていただきます。

事務局からは以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。